

【 資 料 】

(参考資料)

平成16年度 障害福祉課予算(案)の概要

平成15年12月 障害保健福祉部 障害福祉課

【基本的な考え方】

- 平成16年度予算(案)においては、「障害者の地域生活の支援」を主題として、厳しい財政状況の下、施行2年次目となる支援費制度の着実な実施を図ることを重点課題とする。
- また、地域での生活の実現を図るため、福祉と雇用施策の連携をはじめとした就労支援や、新障害者プラン等に基づきサービス基盤の整備を推進する。

1 支援費制度の着実な実施

- ・ 支援費制度の着実な実施を図るため、制度施行2年次目として必要な予算の確保を図るとともに、市町村等における支援費支給事務の円滑な実施を支援する。

○ 支援費制度の着実な実施 347,306百万円

- ・ 平年度化増加分及び新障害者プランに基づく増加分を含め支援費支給に必要な額を確保する。

① 居宅生活支援費 51,588百万円 → 60,188百万円 (8,600百万円 16.7%UP)

・ 居宅介護 (ホームヘルプサービス)	百万円 27,767	→	百万円 34,154
			(6,387百万円 23.0%UP)
・ 短期入所 (ショートステイ)	百万円 4,042	→	百万円 4,474
			(431百万円 10.7%UP)
・ 日帰り介護 (デイサービス)	百万円 13,024	→	百万円 12,948
			(▲ 75百万円 ▲0.6%)
(新) デイサービスの4時間超単価の見直し (6時間を超えるサービスの評価)			
・ 地域生活援助 (グループホーム)	百万円 6,755	→	百万円 8,612
			(1,857百万円 27.5%UP)

(※) ホームヘルプサービス、グループホームは、サービス量の確保の観点から概算要求額を超える予算額を確保した。

② 施設訓練等支援費 269,679百万円 → 287,118百万円 (17,439百万円 6.5%UP)

(新) 重度重複障害者が施設通所する場合に加算 (重度重複障害者加算の対象拡大)

○ 支援費制度に係る事務の円滑化・適正化等の支援 578百万円

- ・ 都道府県及び市町村が行う支給決定等の支援費支給事務の円滑化・適正化等を図るための支援を行う。

①支援費制度に係る事務の円滑化の支援 550百万円 → メニュー事業化
(障害者自立支援・社会参加総合推進事業のメニュー事業)

- ・ 障害程度区分決定円滑化事業 (障害程度区分決定会議の開催)
- ・ 支援費支給決定コミュニケーション支援事業

②支援費制度に係る事務の適正化等の支援 59百万円 → メニュー事業化
(障害者自立支援・社会参加総合推進事業のメニュー事業)

- ⑨ 支援費支給決定事務の適正化を図るための巡回指導事業
(都道府県が編成する専門家チームが管内市町村を定期的に巡回し、支給決定に係る相談、適切な支給決定を行うための助言指導を実施。)
- ・ 利用者参加型支援費制度向上事業

③障害者地域生活推進特別モデル事業 578百万円 → 578百万円 (前年度同額)

⑨ ○ 支援費事業経営実態調査事業 40百万円

- ・ 支援費事業経営等の実態を16年度、17年度の2カ年計画で調査する。

2 障害者の働くことへの支援

- ・ 障害者福祉施策と雇用施策の連携などにより、障害者の働くことを支援する。

○ 障害者福祉施策と雇用施策の連携

817百万円

① 障害者就業・生活支援センター事業

567百万円 → 817百万円 (250百万円 44.1%UP)

□ 雇用安定等事業 442百万円 → 695百万円 □
生活支援等事業 125百万円 → 122百万円

実施か所数 47か所 → 80か所 (+33か所[※])

※ 雇用安定等事業分のみ
生活支援担当は既存事業との連携

② 施設外授産の活用による就職促進事業 28百万円 → メニュー事業化

(障害者自立支援・社会参加総合推進事業のメニュー事業)

○ 小規模通所授産施設等の活動支援

4,524百万円

- ・ 小規模通所授産施設等への補助の拡充を図ることにより、地域に根ざした活動を支援する。

① 小規模通所授産施設の拡大 2,332百万円 → 2,827百万円 (495百万円 21.2%UP)

補助対象か所数 424か所 → 596か所 (+172か所)

・ 身体障害者 279か所
・ 知的障害者 317か所

1か所当たり単価 10,500千円

② 小規模作業所への支援 1,887百万円 → 1,697百万円 (▲189百万円 ▲10.0%)

補助対象か所数 1,715か所 → 1,543か所 (▲172か所)

・ 身体障害者 787か所
・ 知的障害者 756か所

3 障害者の地域生活の充実

- ・ 障害者の地域生活の充実を図るため、ホームヘルプサービス、デイサービス等の基幹的なサービスの基盤整備を図るほか、障害者の生活支援、相談支援の充実を図る。

○ 新障害者プランの推進

117,077百万円

- ・ 新障害者プランの2年次目として、サービス基盤整備を一層推進する。

居宅介護（ホームヘルプサービス）	45,820人	→49,100人	(3,280人増)
短期入所（ショートステイ）	4,296人	→4,431人	(135人増)
日帰り介護（デイサービス）	1,232か所	→1,301か所	(69か所増)
障害児通園（デイサービス）	9,712人	→10,002人	(290人増)
知的障害者地域生活援助（グループホーム）	13,836人	→16,036人	(2,200人増)
身体障害者福祉ホーム	824人	→918人	(94人増)
重症心身障害児（者）通園事業	232か所	→243か所	(11か所増)
通所授産施設	62,758人	→63,694人	(936人増)

(※) ホームヘルプサービス、グループホームは、サービス量の確保の観点から概算要求時を超える数を確保した。

○ 相談支援の充実

578百万円

障害者地域生活推進特別モデル事業 実施か所数 77か所（前年度同数）

○ きめ細かなサービスの展開

3,555百万円

- ・ 障害者の地域生活を支援するため、きめ細かな障害者福祉サービスを展開する。

① 自閉症・発達障害支援センター

200百万円 → 245百万円 (45百万円 22.4%UP)

実施か所数 16か所 → 20か所 (+ 4か所)

② 重症心身障害児（者）通園事業

2,597百万円 → 2,589百万円 (▲7百万円 ▲0.3%)

実施か所数 232か所 → 243か所 (+ 11か所)

③ 知的障害者生活支援事業

387百万円 → 430百万円 (43百万円 11.2%UP)

実施か所数 166か所 → 166か所 (前年度同数)

④福祉ホーム

- ・身体障害者 106百万円 → 108百万円 (2百万円 2.0%UP)
実施か所数 54か所 → 58か所 (+ 4か所)
- ・知的障害者 120百万円 → 122百万円 (2百万円 1.5%UP)
実施か所数 87か所 → 93か所 (+ 6か所)

⑤訪問診査費 61百万円 → 61百万円 (▲1百万円 ▲1.1%)

○ 地域の実情に応じたサービスの総合的な推進 4,800百万円
〈社会参加推進室に計上〉

- ・ 地域の実情に応じてサービスを選択して実施することができるよう、既存の補助金の統合・メニュー化を図る。

⑧ 障害者自立支援・社会参加総合推進事業

【障害福祉課分】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・ 支援費事務の円滑化・適正化等の支援 | ・ 更生訓練費・施設入所者就職支度金 |
| ・ 訪問入浴サービス事業 | ・ 身体障害者自立支援事業 |
| ・ 職親委託 | ・ 施設外授産の活用による就職促進事業 |
| ・ 在宅知的障害者巡回相談事業 | ・ 知的障害者療育手帳交付事業 |

4 国立のぞみの園入所者の地域生活移行の推進

のぞみの園運営費交付金

(2,850百万円) → 2,674百万円 (▲176百万円 ▲6.2%)

※ () は特殊法人と独立行政法人の合計

- ・ 国立のぞみの園について、入所者の地域生活の移行が可能となるよう必要な支援を行うとともに、経営の合理化・効率化を進める。

5 その他

(1) 社会福祉施設整備費

〈社会・援護局に計上〉

社会福祉施設等設備整備費の社会福祉施設等施設整備費への統合による
国庫補助申請事務の簡素合理化

(2) 施設措置費

82,403百万円

①障害児施設措置費

77,616百万円 → 75,443百万円 (▲2,173百万円 ▲2.8%)

②点字図書館、福祉工場等事務費ほか

6,968百万円 → 6,960百万円 (▲8百万円 ▲0.1%)

(参考資料)

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会について

1. 趣旨

支援費制度施行後のホームヘルプサービスの利用や提供の実態を把握した上で、望ましい地域ケアモデル、サービスの質の向上のための取組など障害者（児）に対する地域生活支援の在り方について検討することを目的とする。

2. 検討項目

(1) 障害者（児）に対する地域生活支援の在り方

- ① 先進地域事例の分析、評価を通じて、障害者（児）の地域生活を支援するための効果的な地域ケアモデルとは、どのようなものかについて検討する。
- ② その際の主な論点としては、
 - ・ 地域ケアモデルの標準的な支援サービスメニューとして、どのような構成が適当か。(ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ、相談支援、就労支援等)
 - ・ 地域ケアモデルにおいて、自助、共助、公的サービスの組み合わせをどのように考えるか。(公的サービスの守備範囲、自薦ヘルパーや当事者による支援活動の位置づけ等)
 - ・ 地域ケアモデルの地域単位をどのように考えるか。また、地域特性についてどのように考慮すべきか。
 - ・ 望ましい地域ケアモデルの整備はどのように進めていくべきか。また、行政の関与はどうあるべきか。(国、都道府県、市町村の役割等)
 - ・ 地域支援サービスの質の評価はどのように行われるべきか。また、良質のサービスを育成するためにはどうすればいいか。(当事者による評価の位置づけ、サービス提供者の資格等)
 - ・ 望ましい地域生活支援を実現するに当たり、将来の財源についてどう考えるか。

(2) ホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性の検証

支援費制度施行後の利用状況等を踏まえたホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性の検証

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会 委員名簿

- 有留 武司 東京都福祉局障害福祉部長
安藤 豊喜 (財)全日本聾唖連盟理事長
○ 板山 賢治 (福)浴風会理事長
◎ 江草 安彦 (福)旭川荘理事長
大熊由紀子 大阪大学人間科学部教授
太田 修平 日本障害者協議会理事・政策委員長
大谷 強 関西学院大学経済学部教授
大濱 真 (社)全国脊髄損傷者連合会副理事長
大森 彌 千葉大学法経学部教授
京極 高宣 日本社会事業大学学長
笹川 吉彦 (福)日本盲人会連合会長
佐藤 進 (福)昴理事長
高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部教授
竹中 ナミ (福)プロップ・ステーション理事長
谷口 明広 自立生活支援センターきらリンク事務局長
中西 正司 (NPO)DPI日本会議常任委員、全国自立生活センター協議会代表
早崎 正人 大垣市社会福祉協議会在宅福祉サービス推進室長
村上 和子 (福)シンフォニー理事長
室崎 富恵 (福)全日本手をつなぐ育成会副理事長・地域生活支援委員会委員長
森 貞述 高浜市長
森 祐司 (福)日本身体障害者団体連合会事務局長
山路 憲夫 白梅学園短期大学福祉援助学科教授

平成15年9月30日現在
計22名(五十音順、敬称略)

◎は座長、○は座長代理

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会 作業班の委員名簿

(◎は議長)

○ 全身性障害者等長時間介護が必要な者に関する支援の在り方作業班

有留 武司	東京都福祉局障害福祉部長
板山 賢治	(福) 浴風会理事長
太田 修平	日本障害者協議会理事・政策委員長
大濱 眞	(社) 全国脊髄損傷者連合会副理事長
◎ 高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
谷口 明広	自立生活支援センターきらリンク事務局長
中西 正司	(NPO) DPI日本会議常任委員、全国自立生活センター協議会代表
森 祐司	(福) 日本身体障害者団体連合会事務局長
山路 憲夫	白梅学園短期大学福祉援助学科教授

○ 視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班

有留 武司	東京都福祉局障害福祉部長
安藤 豊喜	(財) 全日本聾唖連盟理事長
◎ 板山 賢治	(福) 浴風会理事長
笹川 吉彦	(福) 日本盲人会連合会長
高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
山路 憲夫	白梅学園短期大学福祉援助学科教授

○ 知的障害者・障害児に関する支援の在り方作業班

有留 武司	東京都福祉局障害福祉部長
板山 賢治	(福) 浴風会理事長
小泉 渉	(福) 全日本手をつなぐ育成会本人活動代表委員会
佐々木信行	(NPO) ピープルファースト東京事務局長
高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
村上 和子	(福) シンフォニー理事長
室崎 富恵	(福) 全日本手をつなぐ育成会副理事長・地域生活支援委員会委員長
◎ 山路 憲夫	白梅学園短期大学福祉援助学科教授

これまでの開催状況

<障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会>

平成15年

5月26日（第1回） { 障害者（児）の地域生活支援施策の現状
今後の進め方について

6月 9日（第2回） 委員からの意見発表（1回目）

6月24日（第3回） 委員からの意見発表（2回目）

7月17日（第4回） { 関係者からのヒアリング（1回目）
・ 重症心身障害児（者）関係
・ 知的障害者本人
・ 地域ケア・ネットワークの実践例（滋賀県）
データ収集の進め方について（1回目）

7月30日（第5回） { 関係者からのヒアリング（2回目）
・ 自閉症関係
・ 地域ケア・ネットワークの実践例（横浜市、北信圏域）
データ収集の進め方について（2回目）

8月26日（第6回） 関係者からのヒアリング（3回目）
・ 海外の動向（米、スウェーデン、英、独）

9月 8日（第7回） { 地域生活を支えるサービス体系の在り方について（1回目）
高齢者介護研究会報告書について（報告）
平成16年度概算要求について（報告）

9月30日（第8回） { 地域生活を支えるサービス体系の在り方について（2回目）
支援費制度の施行状況調査（抽出調査分の報告）

10月14日（第9回） 地域生活を支えるサービス体系の在り方について
（3回目、ホームヘルプサービス等居宅支援サービスについて）

10月28日（第10回） { 地域生活を支えるサービス体系の在り方について
（4回目、就労、住まい等の施策について）
居宅生活支援サービスの利用状況調査（報告）

11月14日（第11回） { 平成15年度ホームヘルプ予算の執行について（報告）
サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方について
地方3団体からのヒアリング（1回目、全国知事会）

11月26日（第12回） { サービス供給を支える基盤の在り方について
地方3団体からのヒアリング
（2回目、全国市長会、安芸たかた広域連合（全国町村会推薦））

12月12日（第13回） 今後の検討会の進め方等

平成16年

1月22日（第14回） { 平成16年度政府予算案について（報告）
社会保障審議会障害者部会について（報告）
介護制度改革本部について（報告）
今後の検討会の進め方について
今後の居宅生活支援サービスの事業運営上の工夫について
（1回目）

2月26日（第15回） 今後の居宅生活支援サービスの事業運営上の工夫について
（2回目）

<全身性障害者等長時間介護が必要な者に関する支援の在り方作業班>

2月23日(第1回) { 作業班の進め方について
全身性障害者等長時間介護が必要な者に関する支援の在り方
について(1回目)

<視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班>

2月9日(第1回) { 作業班の進め方について
視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方について
(1回目)

2月24日(第2回) { 視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方について
(2回目、関係者からのヒアリング等)

<知的障害者・障害児に関する支援の在り方作業班>

2月17日(第1回) { 作業班の進め方について
知的障害者・障害児に関する支援の在り方について(1回目)

3月3日(第2回) { 知的障害者・障害児に関する支援の在り方について
(2回目、関係者からのヒアリング等)

今後の検討会の進め方(案)

平成15年12月12日

- 本年4月より、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とする支援費制度がスタートした。
本検討会では、このような支援費制度が目指す理念を実現し、障害者(児)の地域生活支援の充実を図るための方策について、本年5月以降、検討を進め、年内に一巡の議論を終えた。
- 来年1月からの二巡目以降の議論においては、これまでの議論も十分に踏まえ、下記の論点に沿って、さらに精力的に具体的な検討を進めていく必要がある。

記

1. ライフステージ等に応じたサービス体系の在り方
 - ホームヘルプサービス等について
 - 就労支援について
 - 住まいについて
 - 公的サービスとそれ以外のサービスの在り方について
2. サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方
 - 相談支援、ケアマネジメント、サービス調整等の在り方について
3. サービス供給を支える基盤の在り方
 - 財源の在り方について
 - サービスの提供基盤・人材の在り方について

(参考資料)

居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果（仮集計値）のポイント

本調査は、平成15年8月に全国の自治体を対象に実施したものであり、今般各サービスの支給決定及び利用状況について、有効回答が得られた自治体分を取りまとめた。

調査結果のポイントは次のとおりであるが、全体の傾向は抽出分のまとめ(9月30日)とほぼ同様となっている。

居宅介護支援（ホームヘルプサービス）

(P2)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者の身体介護及び家事援助が多く、全市町村中の約65%で支給決定している。日常生活支援がもっとも少なく、全市町村中の10%となっている。

(P2・P3)

○ 支給決定に対する利用実績

	延べ人数	時間数
身体障害者	81.2% (61,104人 / 75,223人)	56.1% (1,462,585時間 / 2,608,345時間)
知的障害者	42.3% (13,199人 / 31,182人)	26.0% (186,524時間 / 717,535時間)
児童(障害児)	34.0% (5,641人 / 16,609人)	20.2% (67,540時間 / 334,124時間)

支給決定に対する利用率(延べ人数)は、身体障害者が81%であるのに比べ、知的障害者は42%、児童は34%と低くなっている。

支給決定に対する利用率(時間数)は、身体障害者が56%であるのに比べ、知的障害者は26%、児童は20%と低くなっている。

(P3 参考)

○ 措置制度下での平成13年度との1人当りの利用量を比較すると、一般分及び移動介護がほぼ同水準となっているのに比べ、日常生活支援は63%増となっている。

デイサービス

(P4 上段表)

○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

身体障害者	74.9% (21,888人 / 29,237人)
知的障害者	69.7% (6,891人 / 9,888人)
児童(障害児)	72.9% (12,659人 / 17,357人)

支給決定に対する利用率は、身体障害者、知的障害者、児童の間での格差は見られず、約70~75%となっている。

(P4 下段表)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者が全市町村中の42%、知的障害者が32%、児童が44%となっている。

短期入所支援

(P5)

○ 支給決定に対する利用実績 (実人数)

身体障害者	22.8% (2,572人 / 11,272人)
知的障害者	22.3% (7,615人 / 34,139人)
児童(障害児)	25.6% (6,693人 / 26,135人)

支給決定に対する利用率は、居宅サービスの中でもっとも低い。

身体障害者、知的障害者、児童の間での格差は見られず、約20~25%となっている。

(P6)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者が全市町村中の48%、知的障害者が61%、児童が63%となっている。

知的障害者地域生活援助支援 (知的障害者グループホーム)

(P6)

○ 支給決定に対する利用実績 (実人数)

96.7% (13,381人 / 13,836人)

支給決定に対する利用率は、居宅サービスの中でもっとも高い。

(P6)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数は、全市町村中の69%となっている。

居宅生活支援事業所数

(P7)

○ 居宅生活支援事業所数

全国の事業所数は、都道府県知事等の指定する指定事業所が31,794か所、当該市町村が認めた基準該当事業所が918か所で、合わせて32,712か所となっている。

(P7)

○ 指定事業所の運営主体

ホームヘルプサービス事業では、営利法人が38.8%ともっとも多く、次いで社会福祉協議会(26.4%)、社協を除く社会福祉法人(14.6%)となっている。

デイサービス事業では、社協を除く社会福祉法人が48.3%と半数近くを占め、次いで地方公共団体(25.9%)、社会福祉協議会(12.3%)となっている。

短期入所事業では、社協を除く社会福祉法人が85.0%を占め、また、グループホームでも社協を除く社会福祉法人が92.8%を占めている。

居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果について（仮集計値）

本調査は、支援費制度施行に伴う居宅生活支援サービスの利用状況を把握するとともに、厚生労働省の「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」での検討に資するため、全国の自治体を対象として実施したものである。

全数分については集計及び精査中であるが、今般、有効回答が得られた自治体分を取りまとめたので報告する。

調査対象：47 都道府県 3,201 市町村（1 広域連合含む）

回答数：47 都道府県 3,192 市町村

1 人口 (人)

住民基本台帳人口
127,780,381

回答数：3,192 市町村

2 障害者数 (人)

身体障害者	知的障害者	児 童
4,195,334	460,780	241,359

回答数：3,192 市町村

（注1）各市町村が手帳発行台帳等で把握している数であり、必ずしも実数とは限らない。

（注2）各市町村によって、把握している時点が異なる。

（注3）重複障害者の場合は、いずれか1つに記入している。

3 居宅生活支援費支給決定者数・利用者数 (人)

支給決定者数 (平成15年4月末時点)	利用者数 (平成15年4月分)
192,258	116,953

回答数：3,191 市町村

4 居宅介護支援費（ホームヘルプサービス）の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

(1) 法区分別、サービスの類型別支給決定の状況

法区分	サービスの類型	支給決定があつた市町村数	支給決定者数 (延人数)	支給決定 時間数	一人当り 支給決定量 (時間/月)
身体障害者	身体介護	2,070	20,740	650,396	31.4
	家事援助	2,050	23,230	463,559	20.0
	移動介護(身体介護伴う)	880	10,607	342,069	32.2
	移動介護(身体介護伴わない)	773	17,253	539,201	31.3
	日常生活支援	326	3,393	613,120	180.7
知的障害者	身体介護	981	6,319	123,912	19.6
	家事援助	1,201	5,628	94,888	16.9
	移動介護(身体介護伴う)	556	7,451	192,850	25.9
	移動介護(身体介護伴わない)	700	11,784	305,885	26.0
児 童	身体介護	1,045	7,476	166,065	22.2
	家事援助	445	1,831	31,582	17.2
	移動介護(身体介護伴う)	557	4,426	89,097	20.1
	移動介護(身体介護伴わない)	418	2,876	47,380	16.5

回答数：3,180市町村

(2) 法区分別、サービスの類型別利用の状況

法区分	サービスの類型	利用者数 (延人数)	利用時間数	一人当たり利用量 (時間/月)
身体障害者	身体介護	18,729	380,415	20.3
	家事援助	20,464	279,635	13.7
	移動介護(身体介護伴う)	6,436	148,597	23.1
	移動介護(身体介護伴わない)	12,034	189,372	15.7
	日常生活支援	3,441	464,566	135.0
知的障害者	身体介護	3,199	43,941	13.7
	家事援助	2,988	38,425	12.9
	移動介護(身体介護伴う)	2,641	38,380	14.5
	移動介護(身体介護伴わない)	4,371	65,778	15.0
児 童	身体介護	3,275	42,837	15.2
	家事援助	476	5,699	12.0
	移動介護(身体介護伴う)	1,282	13,614	10.6
	移動介護(身体介護伴わない)	608	5,390	8.9

回答数：3,180 市町村

【参考】

平成13年度における全国のホームヘルプ サービスの一人当たり利用状況(平成15年1月調べ)		今回調査における全国のホームヘルプ サービスの一人当たり利用状況	
身体障害者・知的障害者(一般分)	17時間	身体障害者(身体介護)	20.3時間
		"(家事援助)	13.7時間
		知的障害者(身体介護)	13.7時間
		"(家事援助)	12.9時間
視覚障害者等特有のニーズをもつ者 うち、移動介護	17時間	身体障害者(移動介護・身体介護伴う)	23.1時間
		"(移動介護・身体介護伴わない)	15.7時間
		知的障害者(移動介護・身体介護伴う)	14.5時間
		"(移動介護・身体介護伴わない)	15.0時間
全身性障害者	83時間	日常生活支援	135.0時間

5 デイサービス支援費の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

(1) 法区分別、単価区分別支給決定・利用の状況

法区分	単価区分	支給 決定者数	支給 決定日数	利用者数	利用回数		利用日数
					4時間 未満	4時間 以上	
身体障害者	区分1	9,098	94,284	6,877	4,092	51,397	
	区分2	7,934	67,779	5,928	5,640	33,006	
	区分3	12,205	89,118	9,083	12,457	33,190	
	入浴サービス				62,161		
	給食サービス				101,510		
	送迎サービス				203,359		
知的障害者	区分1	4,108	58,280	2,850	2,877	32,086	
	区分2	3,111	41,250	2,229	1,370	24,160	
	区分3	2,669	32,411	1,812	859	16,874	
	入浴サービス				22,179		
	給食サービス				55,505		
	送迎サービス				96,629		
児 童	10人以下	17,357	173,225	12,659			
	11人以上20人以下						22,945
	21人以上						11,921
	送迎サービス						15,722

回答数：3,182市町村

(2) 支給決定があった市町村数及び一人当たり支給決定・利用の状況

法区分	支給決定が あった市町村数	一人当たり支給決定量 (日/月)	一人当たり利用量 (日/月)
		平均	平均
身体障害者	1,352	8.6	5.9
知的障害者	1,014	13.3	11.0
児 童	1,406	10.0	4.8

回答数：3,182市町村

(注) 身体障害者及び知的障害者については、4時間未満の利用を0.5日、4時間以上の利用を1日として計上した。

6 短期入所支援費の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

(1) 法区分別、支給決定の内容別支給決定・利用の状況

法区分	支給決定の内容	支給決定者数	支給決定日数	利用者数	利用日（回）数				
					宿泊	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上	
身体障害者	区分1 (うち遷延性意識障害者等加算)	7,492 115	57,631 1,028	1,946 21	11,508				
	区分2 (うち遷延性意識障害者等加算)	2,596 4	20,221 26	472 1					4,294
	区分3 (うち遷延性意識障害者等加算)	1,168 1	8,871 31	154 1					
	遷延性意識障害者等加算のみ	16	163	0					45
知的障害者	区分1 (うち重症心身障害者加算)	14,496 2,632	103,315 20,964	3,945 658	17,158	1,397	3,955	1,087	
	区分2 (うち重症心身障害者加算)	11,543 141	82,304 1,075	2,248 20	10,365	641	2,853	686	
	区分3 (うち重症心身障害者加算)	7,447 35	53,062 243	1,228 3	6,322	364	2,847	438	
	重症心身障害者加算のみ	653	6,715	194	2,467	77	220	72	
児童	区分1 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)	13,366 102 3,890	94,187 700 28,470	3,925 35 1,063	5,311	4,184	5,685	1,714	
	区分2 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)	8,445 19 93	55,681 121 625	1,923 0 15					2,287
	区分3 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)	3,435 1 31	21,778 5 221	619 0 4	809	566	799	213	
	遷延性意識障害者等加算のみ	5	40	0	41	3	11	4	
	重症心身障害児加算のみ	884	8,723	226	2,623	452	521	192	

回答数：3,173 市町村

(2) 支給決定があった市町村数及び一人当たり支給決定・利用の状況

法区分	支給決定があった市町村数	一人当たり支給決定量 (日/月)	一人当たり利用量 (日/月)
身体障害者	1,524	7.7	6.5
知的障害者	1,948	7.2	5.3
児 童	1,991	7.0	2.5

回答数：3,173 市町村

(注) 知的障害者及び児童については、日中受入れ4時間未満の利用を0.25日、4時間以上8時間未満の利用を0.5日、8時間以上の利用を0.75日として計上した。

7 知的障害者地域生活援助支援費の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

単価区分別支給決定・利用状況

支給決定があった市町村数	単価区分	支給決定者数	利用者数
2,187	区分1	6,521	6,266
	区分2	7,315	7,115

回答数：3,191 市町村

8 居宅生活支援事業所数 (平成15年7月1日現在)

サービス名	社会福祉協議会	社会福祉法人 (社協除く)	医療法人	社団・財団	農協	生協	営利法人	NPO法人	その他	地方公共団体	指定事業所計	基準該当
	居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)	2,082	1,342	401	160	37	126	3,351	642	166	163	8,470
	1,819	983	212	130	21	94	2,459	548	128	143	6,537	195
児童	1,615	723	171	125	16	87	2,286	527	205	127	5,882	174
小計 (構成比)	5,516 (26.4%)	3,048 (14.6%)	784 (3.8%)	415 (2.0%)	74 (0.4%)	307 (1.5%)	8,096 (38.8%)	1,717 (8.2%)	499 (2.4%)	433 (2.1%)	20,889 (100%)	660
身体障害者	185	537	25	25	2	1	36	24	10	202	1,047	103
知的障害者	42	384	6	15	1	0	18	42	15	69	592	71
児童	49	161	8	3	1	0	15	43	10	310	600	84
小計 (構成比)	276 (12.3%)	1,082 (48.3%)	39 (1.7%)	43 (1.9%)	4 (0.2%)	1 (0.0%)	69 (3.1%)	109 (4.9%)	35 (1.6%)	581 (25.9%)	2,239 (100%)	258
身体障害者	25	906	17	5	0	0	0	0	29	83	1,065	
知的障害者	53	2,200	10	9	0	0	0	0	61	181	2,514	
児童	40	1,473	10	9	0	0	0	1	67	209	1,809	
小計 (構成比)	118 (2.2%)	4,579 (85.0%)	37 (0.7%)	23 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	157 (2.9%)	473 (8.8%)	5,388 (100%)	
地域生活援助事業 (グループホーム)	9	3,041	0	59	0	0	1	92	8	68	3,278	
(構成比)	(0.3%)	(92.8%)	(0.0%)	(1.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(2.8%)	(0.2%)	(2.1%)	(100%)	
合計 (構成比)	5,919 (18.6%)	11,750 (37.0%)	860 (2.7%)	540 (1.7%)	78 (0.2%)	308 (1.0%)	8,166 (25.7%)	1,919 (6.0%)	699 (2.2%)	1,555 (4.9%)	31,794 (100%)	918

全国の都道府県、指定都市及び中核市の回答

(参考資料) 平成16年度身体障害者保護費の補助基準額 (案)

点字図書館等運営事業費、盲人ホーム等事務費及び身体障害者福祉ホーム運営事業費

事 業		区 分	平成15年度 当初単価	平成16年度 単価(案)
点字図書館等運営 事業費(点字図書館、 聴覚情報)	1 施設 当たり年額	職員5人(特別区)	24,986千円	24,373千円
		(特甲地)	24,502千円	23,911千円
		(甲地)	23,536千円	22,987千円
		(乙地)	22,811千円	22,294千円
		(丙地)	22,086千円	21,601千円
盲人ホーム等運営 事業費				
・盲人ホーム	1 施設 当たり年額	—	3,863,700円	3,782,000円
・福祉工場 (居住部門有り)	1 施設 当たり年額	定員50人	47,018千円	46,032千円
身体障害者福祉ホーム 運営事業費	1 施設 当たり年額	5人 ~ 9人	3,300千円	3,242千円
		10人 ~ 19人	3,923千円	3,860千円
		20人 ~ 29人	5,168千円	5,094千円

(参考資料) 平成16年度障害児施設等の補助単価 (案)

(1) 事務費

①一般事務費

(単位:円)

施設種別		定員	特別区	特甲区	甲地	乙地	丙地
平成16年度(案)	知的障害児施設	30	211,940	208,940	202,880	198,330	193,770
	第二種自閉症児施設	40	210,840	207,850	201,760	197,270	192,810
	知的障害児通園施設	30	127,640	125,650	121,660	118,680	115,650
	盲児施設	30	193,890	191,140	185,580	181,470	177,310
	ろうあ児施設	30	192,960	190,180	184,650	180,520	176,380
	難聴幼児通園施設	30	190,880	187,950	181,970	177,500	173,050
	肢体不自由児療護施設	50	228,800	225,360	218,590	213,450	208,320
施設種別		定員	特別区	特甲区	甲地	乙地	丙地
平成15年度	知的障害児施設	30	216,430	213,340	207,140	202,460	197,790
	第二種自閉症児施設	40	215,550	212,490	206,250	201,610	197,050
	知的障害児通園施設	30	130,330	128,290	124,200	121,160	118,040
	盲児施設	30	197,950	195,130	189,440	185,220	180,970
	ろうあ児施設	30	197,030	194,170	188,530	184,290	180,020
	難聴幼児通園施設	30	195,000	191,970	185,870	181,290	176,730
	肢体不自由児療護施設	50	233,910	230,400	223,440	218,190	212,950

②加算費等の単価

(単位:円)

施設種別	定員	加算費の区分	平成16年度(案)	平成15年度
第一種自閉症児施設	40	保育士等加算費	71,150	72,730
肢体不自由児施設	50	保育士等加算費	26,650	27,210
肢体不自由児通園施設	—	通園指導費	48,220	49,210

(2) 事業費

①一般生活費

(単位:円)

施設種別	平成16年度(案)	平成15年度
知的障害児施設	47,430	47,530
第二種自閉症児施設	47,430	47,530
知的障害児通園施設	14,600	14,630
盲児施設	47,430	47,530
ろうあ児施設	47,430	47,530
難聴幼児通園施設	14,600	14,630
肢体不自由児療護施設	47,430	47,530

② 重度加算費

(単位：円)

施設種別	25%加算分		30%加算分	
	平成16年度(案)	平成15年度	平成16年度(案)	平成15年度
的障害児施設	46,630	47,390	55,930	56,870
第一種自閉症児施設	46,630	47,390	55,930	56,870
第二種自閉症児施設	46,630	47,390	55,930	56,870
盲児施設	44,380	45,110	53,260	54,140
ろうあ児施設	40,580	41,220	48,700	49,460
肢体不自由児施設	—	—	55,930	56,870
肢体不自由児療護施設	—	—	55,930	56,870

③ 重症児指導費

(単位：円)

施設種別	平成16年度(案)	平成15年度
重症心身障害児施設	228,240	233,070

(3) 知的障害者福祉工場運営事業

(単位：円)

事業	1か所当たり (月額)	平成16年度(案)	
		平成16年度(案)	平成15年度
知的障害者福祉工場運営事業	50人以上	3,918,000	4,001,000
	40～49人	3,688,000	3,768,000
	30～39人	2,733,000	2,791,500
	20～29人	2,074,800	2,114,600

(参考資料) 平成16年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の補助基準額(案)

(居宅生活支援費を除く)

事業		区分		平成15年度	平成16年度(案)	
5 障害者生活支援事業等	(1) 障害者生活支援事業	1か所当たり	知的障害者生活支援事業	431,700円	431,730円	
		(月額)	障害者就業・生活支援センター事業	431,700円	431,730円	
	(2) 知的障害者福祉ホーム運営事業	1か所当たり	管理人に要する経費	223,130円	218,730円	
		(月額)	補修費	7,350円	7,350円	
6 重症心身障害児(者)通園事業	事務費	(月額)	A型	3,221,360円	3,229,120円	
			B型	1,400,240円	1,402,280円	
	事業費1人当たり(月額)	1日	A型	生活保護世帯	16,380円	16,240円
			B型			
			B型巡回方式加算	5,830円	5,830円	
7 知的障害児(者)相談等事業	(1) 在宅知的障害者巡回相談事業	(年額)	指定都市及び指定都市が存在する県	179,440円	メニュー事業化	
			上記以外の県	358,890円	メニュー事業化	
	(2) 心身障害者扶養共済制度運営費	(年額)	取扱件数分	定額分(1県当たり)	200,000円	200,000円
				5,000件未満	100,000円	100,000円
				5,000件以上 10,000件未満	150,000円	150,000円
				10,000件以上 20,000件未満	350,000円	350,000円
				20,000件以上 30,000件未満	500,000円	500,000円
				30,000件以上 40,000件未満	700,000円	700,000円
				40,000件以上 50,000件未満	900,000円	900,000円
				50,000件以上	1,100,000円	1,100,000円
(3) 知的障害者療育手帳交付事業	手帳交付件数1件当たり		200円	メニュー事業化		
8 自閉症・発達障害支援センター運営事業	1か所当たり(月額)	運営費	2,047,130円	2,044,980円		

総 数	知的障害者福祉工場		
	施設数	定員	在所者
国	0	0	0
北海道	2	40	41
青森県	0	0	0
岩手県	2	60	46
宮城県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	0	0	0
福島県	0	0	0
茨城県	0	0	0
栃木県	1	30	30
群馬県	1	20	17
埼玉県	1	20	15
千葉県	0	0	0
東京都	1	30	30
神奈川県	0	0	0
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
福井県	7	210	141
山梨県	0	0	0
長野県	2	40	34
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	0	0	0
三重県	1	30	14
滋賀県	0	0	0
京都府	0	0	0
大阪府	0	0	0
兵庫県	1	30	32
奈良県	0	0	0
和歌山県	1	30	29
鳥取県	1	30	30
島根県	0	0	0
岡山県	0	0	0
広島県	2	90	80
山口県	0	0	0
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	0
愛媛県	0	0	0
高知県	3	75	59
福岡県	2	40	23
佐賀県	0	0	0
長崎県	4	110	104
熊本県	4	150	137
大分県	3	90	75
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	3	65	54
沖縄県	1	30	22
札幌市	1	30	30
仙台市	0	0	0
千葉市	0	0	0
横浜市	1	40	38
川崎市	0	0	0
名古屋市	0	0	0
京都市	2	80	76
大阪市	0	0	0
神戸市	0	0	0
広島市	0	0	0
北九州市	2	54	54
福岡市	0	0	0
旭川市	0	0	0
秋田市	0	0	0
郡山市	0	0	0
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	0	0
横須賀市	0	0	0
新潟市	0	0	0
富山市	0	0	0
金沢市	0	0	0
長野市	0	0	0
岐阜市	0	0	0
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
豊田市	0	0	0
堺市	0	0	0
姫路市	0	0	0
奈良市	0	0	0
和歌山市	0	0	0
岡山市	1	20	15
倉敷市	1	30	30
福山市	1	20	19
高松市	0	0	0
松江市	0	0	0
高知市	0	0	0
長崎市	0	0	0
熊本市	2	60	53
大分市	3	70	58
宮崎市	0	0	0
鹿児島市	0	0	0

(参考資料) 心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画 (平成16年度)

	講習会名	受講対象者	講習期間	ご案内先
1	第36回 摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	4月22日(木)～ 4月24日(土) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
2	第29回 重度・重症児(者)医療介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(主として療育職員)	5月10日(月)～ 5月14日(木) (4日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
3	第26回 看護指導者講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設の主任看護師・病棟係長およびこれに準じる職員	5月24日(月)～ 5月27日(木) (4日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設
4	第3回 障害児者のプール指導講習会	障害児(者)のプール指導に携わっている職員	6月9日(水)～ 6月11日(金) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
5	1日摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	6月18日(金)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
6	第56回 重症心身障害児(者)施設看護師講習会	重症心身障害児(者)施設の看護師・准看護師(経年数3年以上)	6月21日(月)～ 6月25日(金) (5日間)	重症心身障害児者施設
7	第15回東京コース(2004年度)ボバースアプローチ8週間講習会	PT・OT・STおよび医師で脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する職員。(経年数3年以上)	7月5日(月)～ 8月27日(金) (8週間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設
8	1日摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	9月3日(金)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
9	第57回 重症心身障害児(者)施設療育職員講習会	重症心身障害児(者)施設の保育士・児童指導員・介護福祉士・療育員等(経年数3年以上)	9月13日(月)～ 9月17日(金) (5日間)	重症心身障害児者施設
10	第30回 重度・重症児(者)医療介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(看護師・准看護師)	9月27日(月)～ 9月30日(木) (4日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
11	第40回 肢体不自由児施設等療育職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等の保育士・児童指導員・心理指導員等(経年数3年以上)	10月25日(月)～ 10月29日(金) (5日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
12	第73回 肢体不自由児施設等看護師講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等の看護師・准看護師(経年数3年以上)	11月8日(月)～ 11月12日(金) (5日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
13	第13回 重症障害児(者)医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている看護師	11月 金・土・日 (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
14	第37回 摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	12月2日(木)～ 12月4日(土) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
15	1日摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	1月7日(金)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
16	第37回 幼児通園療育職員講習会	幼児通園療育(障害児通園施設・障害児保育を行っている保育機関等)に携わっている職員(保育士・児童指導員等)	1月24日(月)～ 1月28日(金) (5日間)	肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設
17	第14回 給食関係職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設・関連機関の給食に携わる職員(栄養士・調理師等)	2月3日(木)～ 2月5日(土) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
18	第38回 摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	2月17日(木)～ 2月19日(土) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
19	第31回 重度・重症児(者)医療介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(職種は問わない)	2月28日(月)～ 3月3日(木) (4日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
20	第14回 重症障害児(者)医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている医師	3月 土・日 (2日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設
21	1日摂食指導講習会 (診断・評価)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員(基礎・実習)講習会を受講済みの者	3月25日(金)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設

* ご案内先の対象施設以外で、開催要項をご希望の方は、講習期間の2ヶ月前頃にご請求ください。

* 福祉関係職員講習会は隔年の開催です(平成17年度開催予定)。

心身障害児総合医療療育センター内 療育研修所 (TEL 03-5965-1136 FAX 03-3959-7648)